

運用指針

第2条①-イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議

## 夜間通行止め規制への集約による規制回数削減

(山陽自動車道宇部下関線 <sup>ウベ</sup> 宇部 JCT ~ <sup>シモノセキ</sup> 下関 JCT)

# 山陽自動車道 宇部下関線の路線概要



- ・山陽自動車道宇部下関線は山陽自動車道の一部区間であり、山口県宇部市から西進し、山口県下関市で中国自動車道と連結に至るH13.3.11に全線開通した28.1kmの道路(うち、約8割の25kmが暫定2車線)
  - ・開通後、中国自動車道と一体となってダブルネットワークを形成することで近畿～中国～九州の物流・人流に寄与し、山口県南西部における産業・経済・文化の発展を促すなど重要な役割を担っている
- 【H29日平均交通量(区間平均):約7,000台/日(大型車混入率:18%)】

## 当初計画

- ・供用後～平成29年までは、集約的な夜間通行止め規制は行わず、**昼間の片側交互通行規制により維持作業・工事を実施**
- ・工事の実施にあたっては、**維持作業・工事毎に規制計画を個別に立案し実施**



**年間で約250回(約2,000時間)の片側交互通行規制を計画**



## 経営努力による変更

- ・近年、維持作業・工事が増加し、並行する中国道においては耐震、特定更新等工事が本格化し、その迂回路機能の確保のため、工事等の**夜間通行止め規制への集約**を検討
- ・**交通影響検討**を行い、迂回ルートに合わせた**広報計画を立案**し、交通管理者、他道路管理者などの**関係機関との協議・調整**を重ね、夜間通行止め規制の実施について了承を得た



**春秋各10日間(180時間)の夜間通行止め**に集約



# 当初計画

## ■当初計画

- ・宇部下関線については延長28.1kmの内、暫定2車線延長が25kmと区間の8割を占め、作業や工事に伴う交通規制は**昼間の片側交互通行規制で実施**
- ・工事間での工程調整を反映し片側交互通行規制計画を立案

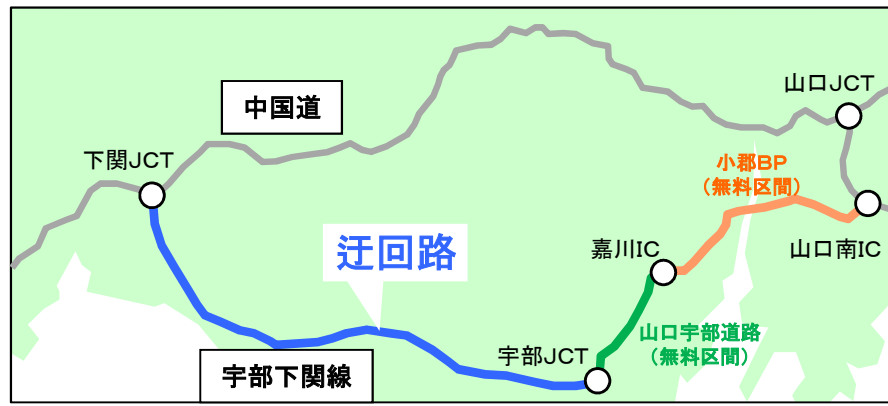


片側交互通行規制の様子

規制種別	当初計画規制回数	当初計画規制時間
片側交互通行規制	約250回	約2,000時間 (8時間/回 × 250回)

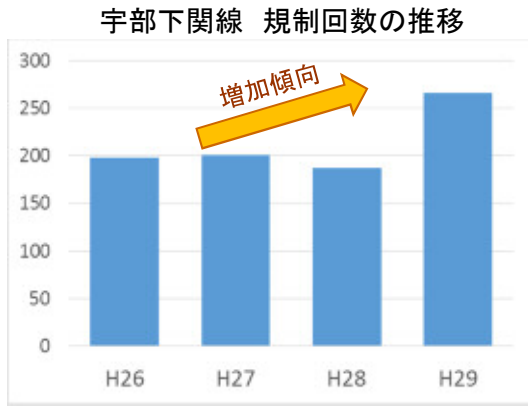
## ■課題

- ・供用後17年が経過し、路面・道路構造物の損傷の進行による舗装補修・構造物小補修の増加に伴い、今後、**規制回数の増加が見込まれる**



宇部下関線への迂回ルート

- ・一方、並行する中国道で今後、耐震、特定更新工事等が本格化し、交通規制の増加が見込まれることから、**宇部下関線への迂回交通量が増加する可能性がある**
  - 他路線工事の迂回交通による**渋滞の悪化**
  - 規制資材への接触などの**事故リスクの増加**
  - 片側交互約10分～15分の待ち時間による**お客様サービスの低下**



以上により、**宇部下関線の工事規制回数の削減が必要**

# 変更計画

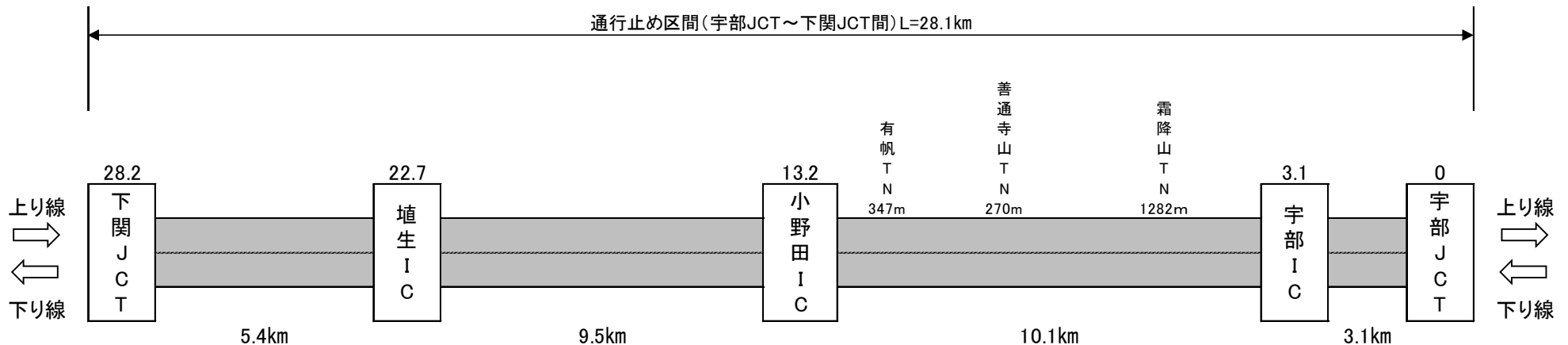
## 片側交互通行規制から夜間通行止め規制への集約を検討

当初計画における課題を解決するため、他地域では実績はあるものの**宇部下関線では過去に例がない新たな試み**として、**夜間通行止め規制への集約の検討**を行い、併せて**交通管理者**(山口県警高速道路交通警察隊)の**懸念事項であった周辺迂回路**(国道2号など)**上での渋滞対策を立案**し、幾度となく協議を重ね了承を得た



年間20日間の夜間通行止め規制(21:00~翌6:00)への集約を実現し、**規制に係る費用を縮減**

当初計画	片側交互通行規制 約250回 (約2,000時間)	変更計画	夜間通行止め 年間20日間(180時間) 【春季通行止め】 宇部IC~下関JCT 5/14~5/19 <5夜間> 小野田IC~下関JCT 5/21~5/26 <5夜間> 【秋季通行止め】 宇部JCT~下関JCT 11/5~11/16 <10夜間>
------	---------------------------------	------	--



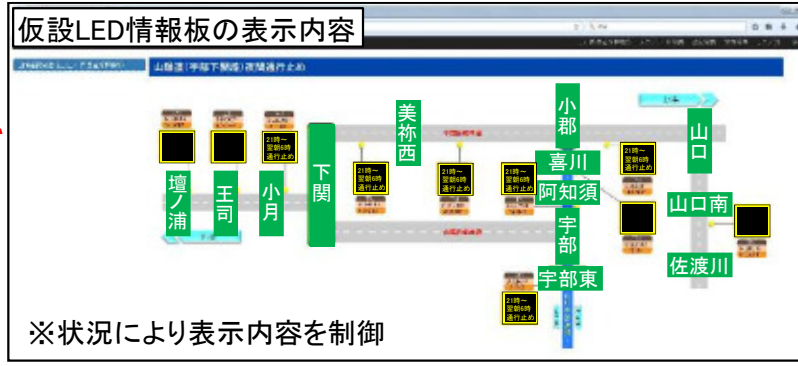
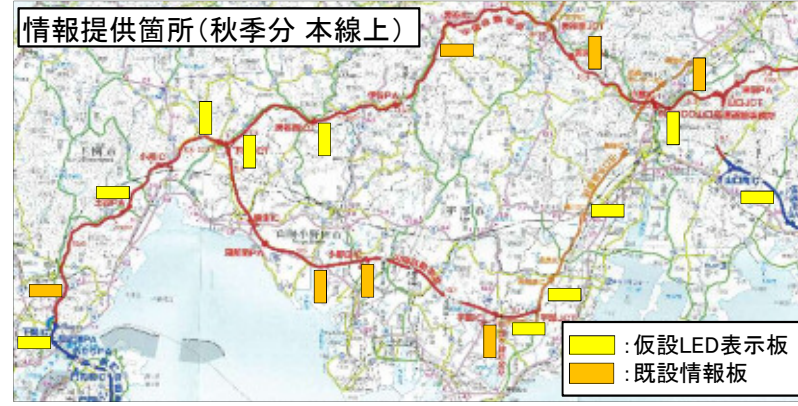
# 課題解決に向けた取り組み①

## ■複数工事の集約に向けた取り組み

春季8件、秋季11件の工事等を各々10日間の通行止め期間内に完了させるため、**対象工事の施工箇所、施工内容を網羅したタイムスケジュール**を作成し、綿密な事前調整を実施

## ■渋滞抑制に向けた取り組み

- ・周辺迂回路や高速出口における渋滞を抑制するため、**断面交通量、IC出入交通量、ICペアの分析**を行い、**情報の提供箇所や表示内容を検討**
- ・既設の情報板を補完し、**時期や状況に応じて必要な情報提供**を行うため、通行止め約1か月前から**仮設LED標示板を設置(10基)**し、状況に応じて表示内容を切り替えるなど効果的な案内を実施
- ・さらに、**他の道路管理者や公安委員会管轄の情報板を活用させて頂けるよう協力要請**を行い、広域的かつきめ細やかな広報を実現



- ### 【他道路管理者等の情報板】
- 国交省管轄  
国道2号: 12面、国道190号: 2面
  - 山口県管轄  
山口宇部道路: 24面、周辺道路: 15面
  - 公安委員会管轄  
周辺道路: 32面

## 課題解決に向けた取り組み②

### ■関係機関との協議

- ・宇部下関線における集中的な夜間通行止めは**過去に例がない新たな試み**であったため、交通管理者は**周辺迂回路上での渋滞について懸念**
- ・そのため、実施予定時期の8ヶ月前(平成29年8月)より幾度となく協議を重ね、
  - ▶**交通分析や渋滞予測に基づく効果的な情報提供計画**
  - ▶**仮設LED標示板や他の道路管理者とも協力した広域的な広報計画**を実施することで夜間通行止めの了承を得た



**交通管理者・他道路管理者の全面的な協力**を得て夜間通行止め規制を実現

### 【協議経緯】

年月	相手	協議内容等
平成29年7月	国土交通省中国地方整備局	夜間通行止め計画を説明
平成29年8月	バス運行会社	夜間通行止め計画を説明。路線バス運行経路変更調整を依頼
平成29年8月	山口県	夜間通行止め計画を説明
平成29年8月～ 平成30年4月	山口県警察本部	夜間通行止め計画を説明

高速道路交通警察隊、他道路管理者と協議し同意を得て、昼間片側交互通行規制から夜間通行止めへ工事を集約したことは、**会社の主体的な提案及び協議**によるものである

運用指針第2条第1項第1号イに該当

《申請された会社の経営努力》

関係機関と協議し夜間通行止めへ工事集約したことにより規制費を縮減

## 助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

### 第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議